

# 幼稚園教育課程の改善についての期待

大 西 憲 明

(一)

幼稚園教育課程の改善について教育課程審議会が文相に答申された意見は、若干の議論を、おおくの保育現場のひとのあいだにひきおこし、ときには不安や動搖をあたえていることも事実であろう。

ここに示されたもののうち、幼稚園教育の意義としてとりあげられた文面は、ごくあたりまえのことであって、幼児期は人間の第一次の充実期であり、しかもその成長のおよその方向が定まる時期であるから、この機会を失せずに教育することで、その後の教育の効果を著しく高めることができるというのは当然のことであろう。この意味で幼稚園の充実と普及をはかり、適切な環境のもとに、幼児を明るくすこやかに育てあげ、将来の日本にならにたる国民の育成をするという大きな課題にこたえるというねらい

いも、正しいであろう。

しかも、教育基本法および学校教育法に示された目的、目標を達成するにしても、幼児の成長に応じて、かつ、その生活経験に即して総合的な指導をおこなって、ここに望ましい人間を形成するための基礎をつちかうところの独自性をもつてきているが、このために教育内容を刷新充実しようというのも、これにつづいて出される幼稚園教育要領改正の方向づけをしているわけで、だれでも、とくにこれには異見をさしはさむわけにはいかない。

ただ、だれもがいうように、ここでいう望ましい人間像とはどういう内容をもっているのか、この概念規定があいかわらずむずかしい。このための基礎を固がつちかうといつても、理想像に向かって成長させるであろう大学、高校、中学、小学の各校のそれからの発達・形成の段階をもとにした実践的想像像がそれぞれに

はつきりされておらなければ、それがたとえ基礎づけであつても、やはり発達・形成というおおきな有機的連関性のうちに考えられ設定されなければならない幼児の理想像が、抽象化されたものになる危険がある。

この点は、新しく設定される幼稚園教育要領の中にはうちだされてくるとは思われるが、これが明確にされていないと、改善の方向として理由づけられた根拠があいまいになろう。

さらに、幼稚園教育は、その特質を發揮しながら教育の一貫した目標のもとにいたまられる必要があるから、小学校教育の準備として知識や技能を習得させることに偏しないで、将来、物事を深く考え、実行力のあるたくましい人間にまで成長するように配慮されなければならないとしている。そして基本的生活習慣を身につけさせ、ゆたかな情操を養い、健康で安全な生活ができるようになりし、人間尊重の精神にもとづく道徳性の芽生えを伸ばさせ、激しい社会的進展の中でも個性を十分に伸ばすようなくましく生きる力を養うことを強調しているが、このことがらにもなんら問題はない。

ただ、ここでいえることは、教育内容の刷新改善をはかるといふよりも、むしろ幼児期の教育が大切だから、全国的にこれを普及させ、そのための七年計画をも配慮されていることがあって、従来の幼児教育とその教育目的や内容が、全面的に改められなければならないとするのではなかろう。

つまり、親たちが子どもの早熟を喜ぶのに対し、幼児期自身の充実こそ重要なことを理解してもらうとか、また物事を深く考へないで実践に移す近頃の青少年の傾向をうれい、同時に知識偏重よりも実行することのたくましさを要望し、かつ情操のゆたかさをその中に求め、そこから道徳性を正しく伸ばすことを目的としているであろうことは、今までの教育内容の中にも、その表現は多少ことなっても、意図されていたのにちがいない。そこでとくに新しい教育課程の改善として正式に強調されてきたのは、日常生活での基本的習慣を身につけることから道徳性の芽生えをやしなうよりも、むしろゆたかな情操のつちかいと結びつけ、しかも社会生活における人間尊重の精神にもとづく道徳性の基礎を強く試みようとしていることであろう。すなわち、基本的生活習慣づけと社会的態度をそぞろて、そこに個人化と社会化をはかるという行動様式の型づけだけではなく、その内面の世界を重視し、情緒のみならず、価値感情としての情操をもゆたかにし、他律的、権威主義的な道徳ではなく、自律的な道徳にまで発展させるような基礎的誘導をしようとする点であろう。

このことは、教育内容をきめるためにもきわめて重要であるが、その指導法も、よりむずかしい。これを教育要領でどう展開させるかは、大いに考へねばならない問題である。

さらに、改善のねらいは、従来の教育要領に示された目的であ

り内容であるところの六領域（健康、社会、自然、言語、音楽り

ズム、絵画製作）についておうおう学校における教科別のよう考えにおちいりがちな点を指摘し、これらはたがいに有機的連関性のあるものとしてとりいれ、その指導は総合的なされなければならないことを強調している。これも当然なことであって、各領域は教育目標に即して分けられていても、幼児期の未分化的全体性が前提とされるかぎりでは、そこに総合的な指導が要求されるからである。

また改善のねらいに、幼稚園教育が抽象的な理論では一向に進展しないので、こきるだけ実際にどう指導しなければならないかという留意点をも具体的に示し、こういう具体的で実践的な方向づけや配慮によってこそ、能率的で効果的な教育にしようとしているが、これも、大切なことであるのはいうまでもない。

幼児教育の現場では、一般的で抽象的な理論や常識論が先走りしやすいし、その反対に、きわめて特殊な部分的指導法や十分に学問的に検討されていないあつかいかた、または特定の条件をもつた成功例が無批判に現場にとりいれられる傾向がある。したがつて、新しい教育要領では、この点が批判されて、進歩する科学的知見にもとづいた指導技術が、より多く提示されなければならぬことであろう。こういうことも抽象的にはたやすく表現できるが、十分に自信をもって、能率的で効果的な指導はどんなものかに答えるようなものとしてとりあげるには、まだ今日の現状で

は、研究を重ねねばならない問題があまりにも多い。

しかも文部省からあたえられる教育要領を金科玉条としてそのまま全面的にうけいれやすい現場に対しても、もつと現場のひどが自から考え、自から実証し、進んで批判することができるような課題を提供し、その解決の手続きのしかたまでも明示しているような指導書を、新しい教育要領に付加することも、一面では大切ではなかろうか。なお家庭教育がとりあげられ、これの意義や園との連絡性が強調されることも、改善のねらいとしては得たものであろう。

(3)

かつて保育要領が幼稚園教育要領に改正されたときは、保育要領が教育する場合の基準を示すというよりも、指導書とか手引書的な内容を中心とした実際的なものであったので、これを改めようとしたのであった。さらに教育目標を具体化して教育内容との関連をあきらかにし、指導計画がそこからたてられやすいものにして、小学校とも内容的に一貫性をもたせ、とくに生活指導を中心としたものにしようとしていた。このかぎりでは見事な改正ぶりであった。これをさらに今回改正しようとするのはすでに述べたように、幼稚園教育の現状からみて、早期からの知識や技能の偏重を避け、幼児の心身の著しい生長変化に即応し、幼児に求められる想像像（豊かな情操、健康安全、道徳性の芽生え、物事を深く考える傾向、たくましい実行力など）を改めるという必要性にも

とづいたためでもある。

この改善の意図は、既に論じたどおり、多くのひとが意を示すのにちがいない。したがって、わたくしも、すべての面において当を得たものとして賛成し、ただ、こういう意図が十分に生かされるには、その内容をどうとりあげるのがよいか、という問題点のみを指示してきたのにすぎない。

実際、幼児の心身の加速的成熟という事実が認められるにしても、それが表面的にみられるもののみか、その機能面か、人格全体にわたるものか、あるいは特殊な面のみであるのかは、必ずしも明らかにされていないし、知識偏重などいっても、進歩する社会から必要とされる知識は、幼児の理解度とその将来との連関からみて、どの範囲と程度のものであり、これがどういう点で度を過ぎているために偏重になっているのか、ということも必ずしも早急には判断されないものがある。

またたくましく生きる力を養うために、物事を深く考え、実行力をもたすといつても、深く考えることは、幼児の人格構造や機能、とくに思考活動からみてどのような姿であればよいのか、また実行力もこの批判性や計画性がなければ、たんなる遂行活動になってしまふが、幼児の場合にはそれがどういうものであればよいか、これもはつきりしたものではない。

同様に、ゆたかな情操を養うといつても、幼児の人格における情操、つまりいわゆる情緒ではなく、自我感情とか社会感情、芸術や宗教や道徳という価値感情をどう考えて、これをどういう面からどの程度にまで養えよいか、ということも、やはり論議の多いことである。道徳性についても同じことがいえよう。それだけに、これらを実際的な指導の場にどう展開すればよいか、もつと基本的にはその教育計画をはつきりと立てるには、その発達や変容過程をどうとらえていけばよいか、が明示されなければ、教育現場のひとの間に意見のくいちがいがでてくるであろう。これらことは、抽象的に表現するのは容易であるが、既に述べたように具体性をもたらすにはむずかしいものであるのにちがいない。

ともかく、幼稚園教育課程の基準を明確に公示し、幼稚園教育の水準向上をはかるように答申されているが、ここでいう基準は、くりかえして述べたように、その設定が困難なものである。もちろん、この仕事が学的、実際的に検討されなければ、せっかく改正しようとする意図があつても、その実際化はあいまいになるおそれがある。いずれにせよ、今回の改正も意図するところはよく理解されるが、その強調されている面をどう具体化するかに苦心されているであろう責任者の、広く深い検討を切望するのはわたしひとりではなかろう。

今度の改訂案は期待されていた通りであり、こまかに配意が施されているので、案そのものには問題がない。ただ、部分的には考慮すべきことが抽象的に表現されているので、これの指導書いかんが、この案の真の価値を左右するであろう。

(大阪市立大学)